

確認テスト①

武士の台頭と鎌倉幕府

クラス 氏名

/100

● 次の各問いに答えなさい。

各 10 点 × 10

□(1) 935年に、北関東で朝廷ちやうていに対する反乱をおこした人物はだれか。 (1) _____

□(2) 東北地方の平泉ひらいずみを拠点として、都の文化を取り入れ、金や馬の交易で栄えた一族を何というか。 (2) _____

□(3) 位をゆずった天皇のことを何とよぶか。 (3) _____

□(4) 1156年におこった、天皇と(3)の政治の実権をめぐる争いから、朝廷が二つに分かれて争った戦乱を何というか。 (4) _____

□(5) 平治の乱に勝利し、武士として初めて太政大臣だいじやうだいじんとなった人物はだれか。 (5) _____

□(6) 鎌倉かまくらを本拠地として関東地方を支配し、平氏打倒のために伊豆いずで挙兵した人物はだれか。 (6) _____

□(7) 1185年に(6)の人物が国ごとに置き、軍事や警察の仕事にあたった役職は何か。 (7) _____

□(8) 鎌倉幕府における将軍ごけにんと御家人との主従関係の中で、御家人が幕府や京都の警備にあたりたり、軍役をはたしたりしたことを何というか。 (8) _____

□(9) 源氏の将軍が絶えたことをきっかけに、鎌倉幕府を倒そうとして承久じやうきやうの乱をおこした人物はだれか。 (9) _____

□(10) 右の資料で示した、北条泰時ほうじやうやすときによって定められた武士の法律を何というか。

— 諸国しよこくの守護しゆごの職務は、頼朝公よりともこうの時代に定められたように、京都の御所みやうとの警備けいびと、謀反むほんや殺人きつじんなどの犯罪人の取りしまりに限る。

— 武士が20年の間、実際に土地を支配しているならば、その権利みとを認める。

— 女性が養子をとることは、律令では許されていないが、頼朝公のとき以来現在いたに至るまで、子どものない女性が土地を養子にゆずりあたえる事例は、武士の慣習として数え切れない。

(10) _____